

平成 16 年 7 月 9 日 (金)
午後 2 時 0 0 分から 3 時 5 3 分
宇都宮東武ホテルグランデ「龍田」

第 6 回宇都宮地域合併協議会 会 議 録

第 6 回 宇都宮地域合併協議会会議録

1 出席者

・会長	福田 富一				
・副会長	猪瀬 成男	手塚 順一	玉生 勝経		
・委員	小野里 豊	山崎 守男	須賀 万里子	築 郁夫	
	湯澤 博	高梨 眞佐岐	貝賀 芳夫	石川 伍一	
	渡辺 清	江連 俊	江連 功	斎藤 勝	
	手塚 早苗	福嶋 邦夫	柴山 昭宣	福田 栄	
	加藤 幸雄	釜井 傳一郎	須藤 貢	南木 昭男	
	沼田 良				

2 欠席者

・委員	松本 清	稲葉 信子	吉沼 正夫	藤江 政夫	
	伊澤 茂	中村 祐司	田村 澄夫		

3 出席した事務局職員等

・事務局長	横松 薫	・事務局次長	大林 厚雄
・行政経営部長	河原 正明	・市民生活部長	横堀 杉生
・保健福祉部長	檀淵 清	・商工部長	沼尾 博行
・政策審議室長	手塚 英和	・行政経営課長	渡辺 孝夫
・財政課長	鈴木 厚	・自治振興課長	岡地 和男
・国保年金課長	増淵 明		

4 議 事

○ 報告事項

(報告第 1 2 号) 各種事務事業の取扱いについて

○ 審議事項

(議案第 3 7 号) 事務組織及び機構の取扱いについて

(議案第 3 8 号) 補助金 , 交付金等の取扱いについて

(議案第 3 9 号) 国民健康保険関係事業の取扱いについて

(議案第 4 0 号) コミュニティ関係事業の取扱いについて

(議案第 4 1 号) 保健衛生関係事業の取扱いについて

(議案第 4 2 号) 障害者福祉関係事業の取扱いについて

(議案第 4 3 号) 商業・観光・工業関係事業の取扱いについて

(議案第 4 4 号) 市町建設計画について

- 協議事項
- （協議第 8 号） 地域自治制度について
- その他

○ 協議内容の概要

事務局の進行により本会が開かれる。

はじめに、会長である福田富一宇都宮市長による挨拶が行われ、その後、事務局より、出席委員の報告が行われた。(3 1 名中 2 4 名出席)

続いて、議長より本会議における会議録署名委員 2 名が指名される。(釜井委員、湯澤委員)

次に、「報告事項」に移る。

報告第 12 号「各種事務事業の取扱いについて」の説明が行われ、承認された。

続いて「審議事項」に移る。

まず、議案第 37 号「事務組織及び機構の取扱いについて」の説明が行われた。(原案通り可決)

次に、議案第 38 号「補助金、交付金等の取扱いについて」の説明が行われた。

河内町の福田(栄)委員より、550 件の調整の内訳についての質問が出され、「現行のまま新市に引き継ぐもの」は 192 件、「原則として宇都宮市の制度を基準に調整するもの」は 187 件、「原則として宇都宮市の制度を基準に合併までに方向付けを行い、新市に移行後速やかに調整するもの、又は、新市に移行後も当分の間現行どおりとし、段階的に調整するもの」が 98 件、「廃止の方向で調整するもの」が 73 件であるとの説明があった。

再度、福田(栄)委員より、廃止の 73 件にはどのようなものがあるのかとの質問が出され、例えば、全国で会場を変えながら単年度補助で行っている大会補助や上河内町で実施されている紙おむつの支給事業費補助、あるいは河内町で行われている農協の生産部会育成補助金等であるとの説明があった。

さらに、福田(栄)委員より、補助を受ける側の団体の了解とか合意を事前に得ているのかとの質問が出され、円滑な見直しができないものについては、これから十分な協議をしながら詰めていくとの説明があった。(事務局回答、発言者了解)(原案通り可決)

次に、議案第 39 号「国民健康保険関係事業の取扱いについて」の説明が行われた。

手塚副会長より、上河内町は国民健康保険税の負担が増えることになるが、住民説明会では、合併することによって負担が増えるものもあるが、プラスの方も非常に多いことを説明していきたいとの意見が出された。

猪瀬副会長より、専門部会では不均一課税という意見は出なかったのかとの質問が出され、調整の段階ではそのような意見もあったが、協議の結果、公平性の観点から均一課税で調整がついたとの説明があった。(事務局回答、発言者了解)(原案通り可決)

次に、議案第 40 号「コミュニティ関係事業の取扱いについて」の説明が行われた。

上河内町の手塚(早)委員より、合併前後の自治会長の具体的な役割の変化について質問があり、広報紙が自治会長自らの全戸配布から新聞折り込みになることと、行政からの配布依頼等については、これまで随時にその都度配布していたものを自治会連合会の

理事会に諮ってからの配布に段階的に進めていくことになるとの説明があった。(事務局回答, 発言者了解)

再度, 手塚(早)委員より, 自治会から連合会への負担金についての質問が出され, 宇都宮市の場合には, 負担金以上に補助金を出しており, 負担金と補助金の兼ね合いについては, 全体の補助金の中で整理していく方向で考えていくとの説明があった。(事務局回答, 発言者了解)

宇都宮市の湯澤委員より, 宇都宮市の自治会の仕組みについて説明があった。

さらに, 手塚(早)委員より, 行政からの自治会長手当が 1/12 まで下がるが, 調整できるのかとの質問があり, 自治会にお願いしている事務事業の見直しと併せて, 手当ても見直すことになるが, 今後十分協議していきたいとの説明があった。(事務局回答, 発言者了解)

河内町の須藤委員より, 自治会長の身分と保障についての質問があり, 住民と行政が一緒になってまちづくりを行うという基本的な考え方から自治会を任意団体としている。また, 自治会長が自治会活動を行うことはボランティア保険の対象となっているとの説明があった。(事務局回答, 発言者了解)(原案通り可決)

次に, 議案第 41 号「保健衛生関係事業の取扱いについて」の説明が行われた。

手塚(早)委員より, 上三川町の総合保健福祉センター建設事業が協定項目として提出された経過等についての質問が出され, 1 市 3 町の中で必要とする装備・規模について検討を加える必要があることから, 特別に記載したと承っているとの説明があった。(会長回答, 発言者了解)(原案通り可決)

次に, 議案第 42 号「障害者福祉関係事業の取扱いについて」の説明が行われた。(原案通り可決)

次に, 議案第 43 号「商業・観光・工業関係事業の取扱いについて」の説明が行われた。(原案通り可決)

次に, 議案第 44 号「市町建設計画について」の説明が行われた。(原案通り可決)

続いて, 「協議事項」に移る。

協議第 8 号「地域自治制度について」の説明が行われた。

沼田委員より, 「地域行政機関」の名称については, この再提案に賛成するとの意見が出された。

「その他」に移り, 事務局より, 第 7 回の協議会の日程についての説明があった。

河内町の釜井委員より, 河内町には「西鬼怒の川に親しむ会」というボランティア団体があり行政からも応援を得ているが, 合併によってどのようなかわり方をしてくれるのかとの質問があり, 地域の創意工夫型の事業等については, 地域自治制度の中でも検討しているところであり, 市民協働のまちづくりについては, これから力を入れていく分野のため, 十分支援していきたいとの説明があった。(事務局回答, 発言者了解)

ここで, 会議終了となる。

午後 2 時 00 分 開会

事務局（横松事務局長）

定刻となりましたので、ただいまから「第 6 回宇都宮地域合併協議会」を開会いたします。

まず、委員の皆様にご報告申し上げます。本日の会議につきましては、委員 31 人中 24 名の出席をいただいております。協議会規約に基づく委員の半数以上のご出席をいただいておりますので、この会議が成立していることをご報告申し上げます。

それでははじめに、会議に先立ちまして、宇都宮地域合併協議会会長の福田富一宇都宮市長よりご挨拶を申し上げます。

福田会長

皆さんこんにちは。お暑い中、委員の皆様方には、合併協議のためにお集まりいただきましてまことにありがとうございます。第 6 回宇都宮地域合併協議会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

現在、全国の多くの市町村におきまして、合併に向けた大詰めの協議が行われております。当協議会におきましても、各種事務事業や合併協定項目などについて最終的な調整を行っており、合併の協定までもう一息というところまでできております。

本日の会議は、住民生活に大きな影響があります国民健康保険関係事業の取扱いや、新市のまちづくり計画の方針となる市町建設計画などをご審議いただくほか、地域自治制度における地域行政機関の組織機構についてご協議をお願いしたいと考えております。委員の皆様方の活発なご発言をお願い申し上げまして挨拶といたします。

事務局（横松事務局長）

それでは、早速会議に入らせていただきます。

会議の議長は、協議会規約に基づき福田会長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

議長（福田会長）

それでは会議に入ります。

会議次第 3 の「会議録署名委員の選任」をいたします。

本日の会議録署名委員は、河内町の釜井傳一郎委員と、宇都宮市の湯澤博委員をお願いしたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、会議次第 4 の「報告事項」に移ります。

会議資料 1 ページの報告第 12 号「各種事務事業の取扱いについて」事務局の説明を求めます。

事務局（大林事務局次長）

それでは、お手元の「各種事務事業調整案」を一緒にご覧いただきたいと思います。

報告第 12 号「各種事務事業の取扱いについて」ご説明いたします。

各種事務事業の取扱いのうち、総務専門部会、住民専門部会、保健福祉専門部会、産業専門部会、議会制度専門部会が所管いたします事務事業につきまして、別紙のとおり調整いたしましたので、ご報告するものでございます。

まずはじめに、各種事務事業調整案の総括表につきましてご説明いたします。

各専門部会が所管いたします事務事業の総数は 2,104 でございます。今回提出いたしました事業数は 259 で、未提出事業数は 6 でございます。

次に、2 の調整案の状況についてでございますが、今回提出いたしました 259 の事業の内訳につきましては、現行のまま存続するが 21 事業、合併時に調整するが 216 事業、速やかに調整するが 9 事業、段階的に調整するが 9 事業、廃止の方向で調整するが 4 事業でございます。

なお、各種事務事業の総数につきましては、これまで 2,099 の事務事業と説明してまいりましたが、専門部会の協議の中で、これまで 1 つの事業として数えていたものの中で、調整の方向性が異なるものがありましたので、その事務事業を分割したことなどに伴い 5 つ増加し、2,104 の総事業数となったものでございます。

参考までに、裏面に各部会の内訳を記載させていただきました。

以上で、「各種事務事業の取扱いについて」の説明を終わります。

議長（福田会長）

報告第 12 号につきまして事務局の説明が終わりました。ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

「各種事務事業調整案（報告第 12 号）」という別冊のものに、各専門部会の協議内容、課題と調整の考え方が、今提案分について記載されております。

それでは、無いようでございますので、報告第 12 号「各種事務事業の取扱いについて」は、報告のとおりでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長（福田会長）

それでは、報告第 12 号はご承認いただいたものといたします。

続きまして、会議次第 5 の「審議事項」に移ります。

はじめに、会議資料 2 ページの議案第 37 号「事務組織及び機構の取扱いについて」専門部会の説明を求めます。

事務局（河原行政経営部長）

合併協定項目の議案の説明をいたします前に、別紙綴りの冊子、参考資料の 1 ページをご覧ください。合併協定項目の審議状況を一覧表にまとめたものでございます。本日の協議会におきましては、13 番の事務組織及び機構の取扱い、17 番の補助金、交付金等の取扱い、20 番の各種事務事業の取扱いのうち国民健康保険関係事業の取扱い、コミュニティ関係事業の取扱い、保健衛生関係事業の取扱い、障害者福祉関係事業の取扱い、商業・観光・工業関係事業の取扱いの 5 項目、及び、21 番の市町建設計画、合計 8 項目をご審議いただくものであります。

なお、承認済みの協定項目は、これまで 26 項目でございます。

それでは、議案第 37 号「事務組織及び機構の取扱いについて」ご説明いたします。別冊の参考資料は 3 ～ 10 ページですので、併せてご覧ください。

議案の内容でございますが、本文中に記載のとおり、まず第 1 項として、現在の上三川町、上河内町及び河内町の役場は地方自治法上の支所とする。

第 2 項として、支所の組織機構については、地域自治制度を効果的に推進し、かつ簡素で効率的な組織とし、住民生活に支障を来すことがないように配慮しつつ、段階的に見直しを図るものとする。

第 3 項として、上三川町、上河内町、河内町に置かれている附属機関は、原則として廃止するが、各町が独自に設置している附属機関については、必要に応じ適切な措置を行うものとするというものであります。

続きまして、詳細についてご説明いたします。参考資料の 3 ページをご覧ください。組織機構の現状であります、4 ～ 5 ページに現状の組織機構が記載してあります。附属機関の現状につきましては 6 ～ 8 ページに記載させていただきました。

また(1) 先進事例につきましては、廿日市市など 4 市の例を 9 ～ 10 ページに記載し、また(2) の関係法令につきましては、地方自治法の抜粋を記載させていただきました。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださるよう、お願いいたします。

議長（福田会長）

議案第 37 号につきまして専門部会の説明が終わりました。ここで質疑を行います。ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。参考資料は 10 ページまででございます。

取扱いについての 3 番目に「各町が独自に設置している附属機関については、必要に応じ適切な措置を行う」という記載がありますけれども、今後どういう協議が行われるわけですか、これについて説明を加えてもらいたいと思います。

事務局（渡辺行政経営課長）

附属機関につきましては，法律に基づいて設置されるものと，条例に基づいて独自に設置しているものの2通りございますが，宇都宮市に無いもので各町で独自に持っているものとすれば，上三川町で言う同和対策審議会とか，町営住宅入居選考委員会とか，上河内町で言えば老人福祉センター運営委員会等がございます。

こういったものにつきましては，宇都宮市の持っている附属機関に関する指針がございますので，それに基づきまして，同じものは統合していきますし，独自のもので存続する必要があるものは残していきたい。それは町と十分調整しながら行ってまいります。

議長（福田会長）

ありがとうございます。委員の方でほかにございませんか。

それでは，無いようでございますので，お諮りいたします。議案第37号「事務組織及び機構の取扱いについて」は，原案のとおり決定することよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長（福田会長）

それでは，議案第37号は原案のとおり決定といたします。

続きまして，会議資料3ページの議案第38号「補助金，交付金等の取扱いについて」専門部会の説明を求めます。

事務局（河原行政経営部長）

議案第38号「補助金，交付金等の取扱いについて」ご説明いたします。別冊の参考資料は11～13ページですので，併せてご覧ください。

議案の内容ですが，本文中に記載のとおり，補助金，交付金等については，原則として宇都宮市の制度に統一するものとする。ただし，統一に時間を要する補助金等については，各町の従来からの経緯・実情等に配慮しながら，調整を図るものとするというものであります。

続きまして，詳細についてご説明いたします。参考資料の11ページをご覧ください。中段以下に，補助金，交付金等の調整の図り方を記載してありますが，補助金，交付金等は約550件であり，これを現行のまま新市に引き継ぐものなど，記載の4つの区分に調整するものであります。

また，次のページの(1)の先進事例につきましては，新潟市など4市の例を，(2)の関係法令につきましては，地方自治法第232条の2を記載しております。

なお，13ページに補助金，交付金の定義を記載しておりますが，補助金とは，地方公共団体の施策・事業を推進するため，行政目的と合致する団体の活動に対して支出する

ものであり、また、交付金とは、地方公共団体が行うべき事務を団体等に委託した場合に、その事務処理の報償として支出するものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださるよう、お願いいたします。

議長（福田会長）

議案第 38 号につきまして専門部会の説明が終わりました。ここで質疑を行います。ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

550 件というのは 3 町合わせて 550 件ということでいいですね。

事務局（河原行政経営部長）

はい。

議長（福田会長）

ご意見はございませんか。はい、福田委員。

福田（栄）委員（河内町）

補助制度ですが、ここに「新市に移行後速やかに調整するもの」、「移行後も当分の間現行どおりとするもの」、「段階的に調整するもの」と出ておりますが、先ほど 550 件と申されましたが、その内容的な概ねの数、どのぐらいのものが当分の間現行のままでいるのかお尋ねいたします。

議長（福田会長）

はい、事務局。

事務局（鈴木財政課長）

(3) はおよそ 100 件でございます。「(1) 現行のまま新市に引き継ぐもの」は 192 件、「(2) 原則として宇都宮市の制度を基準に調整するもの」は 187 件、「(3) 原則として宇都宮市の制度を基準に、合併までに方向付けを行い、新市に移行後、速やかに調整するもの、又は、新市に移行後も当分の間現行どおりとし、段階的に調整するもの」が 98 件、「(4) 廃止の方向で調整するもの」が 73 件でございます。

議長（福田会長）

参考資料 11 ページの、補助金、交付金等は、次の区分に調整するものとするということで(1) から(4) まであり、上から順に 192 件、187 件、98 件、73 件、こういう内訳になる予定ということであります。福田委員。

福田（栄）委員（河内町）

廃止の73件の主なものはどんなものがあるのでしょうか。

議長（福田会長）

はい、事務局。

事務局（鈴木財政課長）

例えば宇都宮市で行われている、全国で会場を変えながら単年度補助で行っている大会補助のような形のものがまず1つです。上河内町で行われている紙おむつの支給事業費補助金とか、あるいは河内町で行われている農協の生産部会育成補助金等もございます。主なものということで、以上でございます。よろしくお願いします。

福田（栄）委員（河内町）

例えば私の河内町で、事務事業とかいろいろなものは、協議をして執行部が了解して調整案がここに出ているのだと思いますが、我々は町内の協議事項の細かい内容が分かりません。今の主なものの中で、農協の補助は合意がされているのか、逆に河内町の方に聞きたいのですが。

議長（福田会長）

はい、事務局。

事務局（鈴木財政課長）

基本的には、1市3町の協議を経ながら合意をしてきたものでございます。

福田（栄）委員（河内町）

協議の合意は分かるのですが、補助を受ける側の団体の了解とか合意を事前に得ているのかということです。ただ決められると押しつけになってしまうんじゃないでしょうか。我々が先に行って文句を言われることになりますから。

議長（福田会長）

進め方としては、ここでご了承いただいて、各団体にも補助金が出ているものを打ち切るとすれば、合併までにこれから了承を賜ることの協議に入ることとか、既に協議が整った上で総務専門部会で合意ができたということなのか、前者後者のどちらでしょうか。

事務局（鈴木財政課長）

当然、円滑な見直しができるものとそうでないものがあると思います。そうでないものにつきましては、これから十分な協議をしながら詰めていくということでございます。

議長（福田会長）

はい、福田委員。

福田（栄）委員（河内町）

我々もそれで了解したいと思いますが、我々の方からの要望事項としては、この協議会で了承を得たのだからこうしてくれという押しつけではなく、あくまでも対話の形で物事を解決していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

議長（福田会長）

今の福田委員の意見はごもっともな発言だと思います。ただ、1市3町がバランスをとる必要もありますので、それらも各団体に今後十分説明しながら、ご理解を得ていく努力をみんなでしていきたいと思います。

73件につきましては、3町が何件ずつかに分かれるわけですが、各委員の皆さんが各役場と話を詰めていただくことが必要であれば、そのような作業もしていただければと思います。

ほかにございませんか。特に「廃止の方向で調整する」は、「廃止」ではなく「廃止の方向で調整する」というもので、今後協議が整えば、ということでございますので。

はい、事務局。

事務局（河原行政経営部長）

若干補足させていただきます。完全に廃止するものと、例えば先ほど紙おむつ（の支給事業費補助金）について廃止と申し上げましたが、宇都宮市の場合、紙おむつの支給は介護保険制度でやっています。そちらに移行する場合にも「廃止」という表現を使わせていただきました。よほどのことでない限り単純に廃止ということはないと思います。

例えば宇都宮市でほかの事業として実施している場合は、補助金は廃止しますが事業でやりますという部分がございます。詳細につきましては、今、会長が申しましたように、各事務局と話し合っていただければと思います。

議長（福田会長）

ほかにございませんか。

それでは、無いようでございますので、お諮りいたします。議案第38号「補助金、交付金等の取扱い」につきましては、原案どおり決定することよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長(福田会長)

それでは、議案第38号は原案のとおり決定いたします。

続きまして、会議資料4ページ議案第39号「国民健康保険関係事業の取扱いについて」専門部会の説明を求めます。

事務局(横堀市民生活部長)

議案第39号「国民健康保険関係事業の取扱いについて」ご説明いたします。資料の4ページをお開きいただきたいと存じます。

国民健康保険関係事業の取扱いについては、次のとおりとする。

1. 国民健康保険事業については、原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。
2. 国民健康保険税の賦課については、給付と負担の公平性から、均一課税とする。

ただし、合併日を含む年度の税率・賦課限度額は現行どおりとする。

3. 保健事業については、合併後速やかに調整することといたしました。

続きまして、詳細についてご説明いたします。参考資料の14ページをお開きいただきたいと存じます。

まず、1の国民健康保険事業についてであります。国民健康保険事業は被保険者に対する保険給付を行い、その財源であります保険税の賦課徴収が主な業務であります。これらの事業は国民健康保険法に基づき実施しているため、基本的には全国統一の事業内容となっております。

次に、2の国民健康保険税の賦課についてであります。国民健康保険税につきましては、1市3町において、それぞれ事業規模に応じた税率、賦課限度額を定めて運営しておりますことから、資料のとおり、課税率等に格差がございます。合併に向けましては、保険給付は同等に受けていることから、その財源となる保険税の賦課には公平性が確保されるよう協議調整することが必要となるところであります。これらを踏まえ、国民健康保険税の賦課については、給付と負担の公平性から、均一課税とする。ただし、合併日が4月2日以降の場合は、保険税の賦課基準日が4月1日であることから、その年度における税率、賦課限度額は現行どおり実施するということで調整をいたしました。

次に、3の保健事業であります。保健事業として、人間ドック・脳ドック検診への補助、出産費・高額療養費貸付事業、基本健康診査受診補助を実施しております。合併に向けましては、保健事業に関する補助額等に多少の差異が見られますことから、補助額等につきまして統一的な対応が図られるよう方向付けを行うための協議調整が必要となるところであります。これらを踏まえ、保健事業については合併後速やかに調整するということで調整をいたしました。

なお、参考として、16～17 ページには先進都市の事例、関係法令を抜粋してありますので、ご参照いただきたいと存じます。

以上で説明を終わります。

議長（福田会長）

議案第 39 号につきまして専門部会の説明が終わりました。ここで質疑を行います。ご意見等をお願いいたします。

1 人当たりの保険税調停額は宇都宮市が 9 万 6,401 円、上三川町が 9 万 9,862 円、河内町が 9 万 7,118 円と 1 市 2 町はほぼ同額でありますけれども、上河内町が 8 万 2,317 円ということで、「極端に」という言葉を使っていいかどうかわかりませんが非常に保険税が低額である。これを報告のとおりにすると、上河内町の国保の皆様方に余計な負担を強いることになることが想定されます。しかし、給付と負担の公平性から均一課税とするという報告があったところでございます。手塚副会長、ご意見はございますか。

手塚副会長（上河内町）

合併を具体的にやると決めて最終的な住民説明会に入るときに、一番質問が多く出されるというか、十分に説明しなければいけない分野のうちの一つが、この国保だと思っています。多分平均で 3 万円、最高に変更がある世帯においては 9 万円から 10 万円近くアップになることになりますので、それらに対して理解を求める努力が必要になってくることは覚悟しています。しかしこれを不均一にすることになりますと、町として要望するのは分かっているのですが、それをやりますと新市の一体性について非常に大きな問題が生じるのではないかと。ですからこの件に関しては、上河内町の国保加入者に対して十分な理解を求めるよう、我々としても最大限の努力をしていかなければならないと思っています。

ただ、負担が増えることは現実の問題になってまいりますので、合併することによって負担が増えるものもありマイナスはあるが、プラスの方も非常に多いのだということも加味して、きちんと説明するところは説明していきたいと思っています。

議長（福田会長）

大変お骨折りをいただくわけですが、よろしくお願いいたします。

猪瀬副会長（上三川町）

専門部会にお聞きしたいのですが、こういうものにつきまして、でこぼこという意見は出なかったのでしょうか。3 万円から 10 万円ということになりますと、町民の負担は強烈に上がるということです。下がる人もあるかもしれませんが、上がっていく。そう

いう中で一つの方向性を出してきたというところでは……。これはいろいろな言い方ができるのだらうと思いますが、でこぼこがあってもいいのではなかろうかという意見は出なかったのでしょうか、それだけお聞きしておきます。

議長（福田会長）

はい，事務局。

事務局（増渕国保年金課長）

調整の段階におきましては，不均一で何年かというお話もございましたが，協議を重ねた結果，公平性を求めるということで，均一課税で調整がついたところでございます。

猪瀬副会長（上三川町）

分かりました。

議長（福田会長）

ほかにございませんか。

それでは，手塚町長さんはじめ上河内町の委員の皆様方には，この後，住民座談会，懇談会等で，この問題につきまして多くの住民の方々から不満の意見が出るのは明々白々ですけれども，できるだけご理解をいただけるようご努力をお願いしたいと思います。

事務局に聞きますが，住民懇談会で，どうしても住民の方々大多数がこの件については承服できないということになって，このこと一つで合併が壊れてしまいそうになったときには，何か手があるのですか。

事務局（横堀市民生活部長）

誠に苦しい答弁になろうかと思いますが，私どもの方では，住民の方によくご理解をいただく以外に方法はないと思っておりますが，今，会長のご質問のようなことがあれば，再度この協議会の中でお諮りしていく以外に方法はないと考えております。

議長（福田会長）

事務局の説明のとおり，再協議ということも可能性としてはないわけではないということです。しかし，負担が増す分，サービスの向上の部分もあるわけですので，上河内町の住民の皆様方にご理解をいただけるような資料を事務局は十分用意して臨めるように対応してもらいたいと思います。

ご意見はございませんか。

それでは，無いようでございますので，お諮りいたします。議案第 39 号「国民健康保

険関係事業の取扱いについて」は、原案のとおり決定することによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長(福田会長)

それでは、議案第 39 号は原案のとおり決定いたします。

続きまして会議資料 5 ページの議案第 40 号「コミュニティ関係事業の取扱いについて」専門部会の説明を求めます。

事務局(横堀市民生活部長)

引き続きまして、議案第 40 号「コミュニティ関係事業の取扱いについて」ご説明いたします。

コミュニティ関係事業の取扱いについては、次のとおりとする。

1. 自治会組織については、連合組織を設置できるよう調整に努める。
2. 自治会長の身分については、合併と同時に宇都宮市の例により任意団体の長として取扱う。
3. 自治会への補助金等については、段階的に宇都宮市の例により統一する。
4. コミュニティ活動については、さらに充実・強化が図られるよう、地域の実情を考慮しながら支援策を推進していくものとする。ことといたしました。

続きまして、詳細についてご説明いたします。参考資料 18 ページをお開きください。

まず、1 の自治会組織についてであります。19 ページの中段にありますように、現在 1 市 3 町では、それぞれに連合組織といたしまして、宇都宮市自治会連合会、上三川町自治会長連絡協議会、上河内町自治会長連絡協議会、河内町自治会長連合会がございます。合併に向けましては、情報の伝達等において地域間の格差が生じないように、新市全域で統一的な対応が図られるよう協議調整が必要となるところであります。これらを踏まえ、自治会組織については、連合組織を設置できるよう調整に努めるということで調整いたしました。

次に、自治会長の身分についてであります。18 ページ下段にありますように、宇都宮市以外の 3 町では、条例により自治会長は非常勤特別職に委嘱され、その業務や報酬額等が定められております。一方、宇都宮市では、自治会長の身分等に関する条例上の定めはなく、自治会長は任意団体の長となっております。合併に向けましては、市民と行政がお互いに協働し補完し合える関係を構築するとともに、住民自治意識の一層の醸成を図るなどパートナーシップによる協働を基本としたまちづくりを進めることが重要であります。こうした観点から、新市の自治会長は、非常勤職員とするよりも、地域住民の総意に基づき、地域を快適で住みよくするため結成された任意団体の長として位置付ける方が望ましいと考えられます。これらを踏まえ、自治会長の身分については、合

併と同時に宇都宮市の例により任意団体の長として取扱うということで調整をいたしました。

次に、自治会への補助金等についてであります。20 ページにありますように、補助の目的、交付先、算出根拠などにそれぞれ違いがある上に、これらは自治会の活動と密接にかかわりのある内容となっております。合併に向けての課題といたしましては、補助金等の調整については、自治会に対する依頼事項の調整とあわせて、一定の期間をかけ段階的な調整が図られるよう方向付けを行うための協議調整が必要となるところであります。これらを踏まえ、自治会への補助金等については、段階的に宇都宮市の例により統一するというで調整をいたしました。

次に、コミュニティ活動についてであります。21 ページにありますように、1 市 3 町間ではコミュニティのとらえ方、そのエリア、活動拠点であるコミュニティセンター等の管理運営方法や活動支援策に違いがある上に、地域特性や伝統に関連する部分であります。合併に向けましては、住民自治の確立に向け、コミュニティの充実が新市の重要課題でありますことから、各町の実情に合わせたコミュニティの構築について、支援方法の協議調整が必要となるところであります。これらを踏まえ、コミュニティ活動についてはさらに充実強化が図られるよう、地域の実情を考慮しながら支援策を推進していくものとするということで調整をいたしました。

なお、参考として、22～23 ページには、先進都市の事例、関係法令を抜粋してありますので、ご参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

議長（福田会長）

議案第 40 号につきまして専門部会の説明が終わりました。ここで質疑を行います。ご意見、ご質問等をお願いいたします。はい、手塚委員。

手塚（早）委員（上河内町）

今回の提案では、3 町では非常勤の職員が任意団体扱いになるということです。それはそれとしてはいいのですが、そうした場合、自治会としては、その代表者を自治会の中から選任する形になると思うのです。そうしますと、宇都宮市の連合会に加入させる方向で調整するというのですが、仕事の内容が、今までやっていたことと合併した後の自治会長の役割が大きく変わっていくと思うので、その辺のところを具体的にお示しいただければと思います。

議長（福田会長）

はい、事務局。

事務局（岡地自治振興課長）

現時点で、宇都宮市の自治会長さんと3町の自治会長さんの業務で大きく異なっていますのは、広報紙の配布は宇都宮市の場合は新聞折り込みでやっております。3町の自治会長さんは自らそれを全家庭に配布しています。これが大きな1点でございます。

あとは、市からの依頼事項につきましては、市の場合は、自治会連合会の理事さんがいるわけですが、理事会に諮りまして、そこで臨時のものについては配布するような状況でございます。3町では、行政連絡員という位置付けになっていますので、随時その都度配布するという状況になっています。今後これを宇都宮市の例に準じて統一することですので、段階的にそういうことをやっていくわけですが、事業の整理とともに補助金も一体的に整理していきたいと考えております。

身分の取扱いにつきましても、一旦は廃止というか非常勤嘱託員ではなくて任意団体の長としますが、そこら辺も順次協議させていただきながら、事務については調整をとりながらお願いしていきたいと考えております。

議長（福田会長）

はい、手塚委員。

手塚（早）委員（上河内町）

もう一つは、単位自治会が活動するには当然補助金を出してくれるということですが、逆に、単位自治会は連合会に加入しなければならないと思います。そうでないと、連合会と単位自治会との連絡はうまくいかないだろうと思います。単位自治会が連合会に加入する場合、加入負担金が当然かかってくると思います。そうすると、自治会、住民に対する負担の度合いがかなり大きくなってくるし、そうした場合に、自治会長の選任そのものが非常に難しくなってしまうだろうかということです。

議長（福田会長）

はい、事務局。

事務局（岡地自治振興課長）

市からの補助金と自治会から連合会に対する負担のあり方については、宇都宮市の場合は、連合会に対して負担金以上に補助金を出している状況でございます。負担金と補助金の兼ね合いについては、今後どのような形でやっていくか調整する必要があると思いますが、全体の補助金の中で整理していく方向で考えていきたいと思っております。

議長（福田会長）

それでは、宇都宮市自治会連合会長の湯澤委員がいらっしゃいますので、会長から宇

都宮の仕組みにつきましてお願いします。

湯澤委員（宇都宮市）

宇都宮市の場合は、組織の性格が皆さん方とは違います。どう違うかといいますと、自治会組織はあくまでも任意団体であるということで、基本に相互扶助の精神をもって運営していくというものでございます。これを全部連合組織にしていくことになりますと、後日、代表者調整会議といったものを開いていかなければならないと思います。これは提案になります。

それと、単位自治会の連合会に対しての負担金ですが、これは各戸が幾らということできりげなくいただいております、特別それが経済的に圧迫するという声は聞いたことがございませんし、そう大変な額ではないと思います。

それから、全体ではどこからもお金をもらっていないわけではなくて、宇都宮市の場合は市の方から全体で 6,000 万円いただいております。これがかなり大きい。その用途については、看板やいろいろなパンフレット、会場設営費、自治会長大会等の年間の研修費等の経費に使っております。現在のところ円滑に運営いたしております。

自治会の数は、連合会の数ですが 38 ございます。それがそれぞれ東西南北に分かれて 5 ブロックになっていまして、1 ブロックが平均 7 ～ 8 つ、多いところで 10、そういう組織で運営いたしております。参考までにお話し申し上げました。

議長（福田会長）

はい、手塚委員。

手塚（早）委員（上河内町）

連合会の活動内容につきましては、私の方では、自治会長全員に集まっていたきまして 1 度研修をやっているわけですが、問題は、これから活動をしていく場合に、任意団体になった場合に自治会長の扱いが今までと随分変わってくるということです。一番何が変わってくるかというと、行政から自治会長手当をいただいていたわけですが、それが連合会の基準に合わせますと 12 分の 1 まで下がる。非常にそういった難しさが出てくるので、その辺について調整できるかどうかについても聞きたいのですが。

議長（福田会長）

はい、事務局。

事務局（岡地自治振興課長）

確かに、自治会長さんの手当とすれば相当な差額があるのは事実でございます。ということから、段階的に調整するという事です。調整の仕方は、自治会さんをお願い

している事務事業の見直しと併せて、手当も見直ししていくということでございますので、それは今後十分協議させていただきたいと考えております。

議長（福田会長）

ほかにございませんか。はい、須藤委員。

須藤委員（河内町）

「任意団体の長」という言葉についてお聞きしたいのですが、3町については非常勤特別職で、宇都宮市の場合は任意団体の長ということでやってきたということですが、仕事の内容を見ますと、行政からの仕事が大半だと思います。それでいて任意団体の長ということになると、行政からの仕事をあくまでもやらなければならないのか、それとも任意団体であるからこれはやらなくてもいいのか、その辺がはっきりしてこないのではないかと疑問を感じるわけです。

あとは、任意団体ですから、長が連合会に入らなくてもいいのかどうか。うちの方は任意だから、あくまでも任意ということで、入らなくてもいいのか。そうすると補助金が出ませんよということで恐らく締めつけがくるのだと思いますが……。任意団体の長ということで宇都宮市が今までやってきたとすれば、それでいいとしなければならないのでしょうか、ちょっと言葉としておかしいのではないかと疑問を感じるのです。

もう1点は、河内町の場合は非常勤特別職ということで行政からの仕事に携わっている関係上、災害等の保障がなされていたわけですが、任意団体の長ということになると、災害といっても特に交通事故ですが、これに対する保障的なものは、宇都宮市の場合は今でもあるのでしょうかお聞きします。

議長（福田会長）

身分についてと、保障についての2点です。事務局お願いします。

事務局（横堀市民生活部長）

まず身分についてですが、私ども宇都宮市としては、住民の方と行政が一緒になってまちづくりをしていくという基本的な考え方の中で、自治会長さんが役所の非常勤特別職ということで役所と縦関係があってはいけないのではないかとという基本的な考え方の中で、これまでずっと自治会は任意団体として、独自の活動も含めて住民の側の立場のまちづくりを進めてきていただいたところでございます。

そのような中で、仕事をこの部分についてはやらなくていいのかという部分でございますが、基本的に宇都宮市の場合には、（湯澤）会長から説明がありましたように、どの仕事をこれから自分たちは自治会として担っていかなければいけないのかということ、自治会連合会内部での討議の中から取捨選択されてきているところでございます。

そういう意味で、単位自治会が連合会に入るか入らないかという問題につきましても、基本的には自治会の趣旨をご理解いただきながら、自治会として一緒に入ってやっていただきたいというのが、私ども行政の立場となっております。

それから、いわゆる保険制度ですが、私どもの方でボランティアに対する保険を全市でつくっております。自治会長さんが自治会活動をやったときにはボランティア保険の対象となっております、ご指摘のような交通事故とか、例えば回覧板等を配布する途中での事故についてもすべて対応しているところでございます。以上です。

議長（福田会長）

はい、須藤委員。

須藤委員（河内町）

はい、分かりました。

議長（福田会長）

ほかにございませんか。

それでは、ただいま各委員から質疑がありましたように、今までの3町の自治会長の身分、業務につきましても、宇都宮市と差がありますので、事務局の説明の(3)で、補助金等についても段階的に統一していきましょうということでございます。また、自治会長の業務等につきましても、意見の調整をしながら進めていければと考えておりますので、ご了承を賜りたいと存じます。

それでは、ご意見が無いようでございますので、お諮りいたします。議案第40号「コミュニティ関係事業の取扱いについて」は、ご意見にも配慮しながら、原案のとおり決定することよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長（福田会長）

それでは、議案第40号は原案のとおり決定といたします。

続きまして、会議資料6ページの議案第41号「保健衛生関係事業の取扱いについて」専門部会の説明を求めます。

事務局（檀淵保健福祉部長）

議案第41号「保健衛生関係事業の取扱いについて」ご説明いたします。6ページをお開きいただきます。

保健衛生関係事業の取扱いについては、次のとおりとする。

１．保健衛生関係事業の取扱いについては、原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。

２．上三川町における総合保健福祉センター建設事業については、円滑な推進に努めることとし、施設の有効的な活用を十分に踏まえ、合併時までに調整を図るものとする。

３．救急医療（在宅当番医運営事業）、乳児健康診査、保健衛生事業推進協力交付金については、宇都宮市の制度を基準に合併時までに方向付けを行い、概ね３年を目途に調整する。

４．成人健康診査事業については、合併時までに方向付けを行い、新市に移行後、速やかに調整する。

５．各市町で実施している健康づくり事業、子育て支援事業、献血関係事業については宇都宮市の制度に統一することといたしました。

引き続きまして、詳細についてご説明いたします。参考資料 24 ページをお開きいただきます。

はじめに、上三川町における総合保健福祉センター建設事業につきましては、地域の保健福祉のサービス拠点となることから、現行のまま新市に引き継ぎ、当該建設事業の円滑な推進に努めるとともに、施設の有効な活用について、合併時までに調整を図ることといたしました。

次に、救急医療につきましては、１市３町の広域事業として急患センター方式で実施しておりますが、上三川町におきましては、単独で休日の昼間のみ、地元の医師団に委託して在宅当番医運営事業を実施しております。

また乳児健康診査につきましては、宇都宮市におきましては指定の医療機関で受診できる個別健診で実施しておりますが、３町におきましては集団健診で実施しております。

保健衛生事業推進協力交付金につきましては、保健衛生事業の円滑な推進と住民の健康保持増進を図るため、宇都宮市と上三川町におきまして、医師会等の関係団体に、それぞれ独自の基準により交付しております。これらの事業につきましては、実施方法及び実施基準等が異なるため、今後、統一した基準での実施に向けて関係団体等と協議をしていく必要があることから、宇都宮市の制度を基準に合併時までに方向付けを行い、概ね３年を目途に調整することといたしました。

次に、25 ページの成人健康診査事業につきましては、１市３町において同様の事業を実施しておりますが、それぞれの市町において、健診項目により集団・個別の実施手法が異なることや委託先が異なること、受診できる健診項目や住民の自己負担額にばらつきがあることなどの多くの課題があることから、合併時までに方向付けを行い、新市に移行後速やかに調整することといたしました。

次に、26 ページの地区における健康づくり活動推進事業、訪問指導（成人）などの健康づくり事業、母子健康手帳の交付や未熟児グループの支援をはじめとする子育て支援事業、献血関係事業につきましては、記載のとおり、それぞれの市町におきまして事業

に取り組んでおり、これらの取扱いにつきましては、宇都宮市の制度に統一することといたしました。

最後に、27～28 ページに先進事例が載っておりますので、参考にしていただきたいと思います。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださるよう、お願いいたします。

議長（福田会長）

議案第 41 号につきまして専門部会の説明が終わりました。ここで質疑を行います。ご意見等がございましたらお願いいたします。はい、手塚委員。

手塚（早）委員（上河内町）

今回のこの議案第 41 号ですが、議案の 2 番の問題が強く出ているので、特異な形で提案されたのではないかと。これらにつきましては、市町建設計画の中で十分に審議されていると、私の方は理解しているわけでございます。あえてここに載せなくても、市町建設計画の中にうたわれていれば、それで十分ではないかという感じを持っているのですが、今回ここに提案された経過等についてお尋ねしたいと思います。

議長（福田会長）

議案第 41 号の 2 項目目に総合保健福祉センター建設事業が記載されているけれども、市町建設計画の中に十分位置付けされているのだからあえて必要ないのではないかと、ここに載ってきた理由は何でしょうかという質問です。

事務局（横松事務局長）

ただいまの件につきましては、6 ページの大きな 2 項目目、総合保健福祉センター建設事業のご指摘かと思いますが、保健福祉センターにつきましては、上三川町では、別冊資料に書いてありますとおり、16 年度から設計を開始して計画が進んできたところでございます。専門部会の調整の中では、どのような規模・面積等について今後やっていくのかということが議論になったことから、この点については特に調整項目として特出しし、その内容等については合併までに十分調整を図っていくことで調整を図ることから、特出しの形で記載してきたところでございまして、建設計画においても、当然そのような事業については併せて記載したところでございます。以上です。

議長（福田会長）

はい、手塚委員。

手塚（早）委員（上河内町）

私の言いたいことは、市町建設計画の中で審議しているのに、なぜここまで、合併時までに調整するという形で二重に提案されたのか、その辺が理解できないのです。

議長（福田会長）

私が聞いている範囲でお答えしますが、上三川町において総合保健福祉センター建設事業は最重要事業ということで取り組みをされてきた。しかし、ここで合併することになって、健康づくり事業につきましては1市3町全体で考えていく必要もあるのではないかと。ついては、今まで町単独で考えてきたものと合併後のあり方について、ちょうど設計の時期が重なってまいりますので、特に事業規模や内容等について1市3町の中で必要とする装備・規模について検討を加える必要があるということで、特別にここに記載したと承っております。よろしいですか。

手塚（早）委員（上河内町）

はい。

議長（福田会長）

ほかの委員の方はございませんか。

それでは、無いようでございますので、お諮りいたします。議案第41号「保健衛生関係事業の取扱いについて」は、原案のとおり決定することよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長（福田会長）

それでは、議案第41号は原案のとおり決定いたします。

続きまして、会議資料7ページの議案第42号「障害者福祉関係事業の取扱いについて」専門部会の説明を求めます。

事務局（檀淵保健福祉部長）

議案第42号「障害者福祉関係事業の取扱いについて」ご説明いたします。

障害者福祉関係事業の取扱いについては、次のとおりとする。

- 1．障害者福祉関係事業の取扱いについては、原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。
- 2．障害者社会参加推進イベントについては、当分の間現行どおりとし、段階的に調整する。
- 3．河内町で実施している理美容サービス事業については、合併時までに方向付けを

行い、新市において実施する方向で調整することといたしました。

続きまして、詳細についてご説明いたします。参考資料 29～31 ページをご覧くださいと思います。

各種事業実施の状況につきましては、記載のとおり、それぞれの市町におきまして、身体障害者手帳の交付、支援費制度支給決定事務、日常生活用具給付・貸与事業など種々の事業に取り組んでおり、これらの取扱いにつきましては、原則として宇都宮市の制度を基準に調整することといたしました。

次に、32 ページの障害者社会参加推進イベントについてであります。記載の事業の中には、障害のある人と障害のない人がともに同じ地域の中で暮らしているということを確認し、福祉の心を醸成するための交流の場となる、各市町の特色あるイベントもありますので、今後、統合すべき事業、継続すべき事業を見きわめるため、当分の間現行どおりとし、段階的に調整することといたしました。

次に、河内町で実施している理美容サービス事業についてであります。高齢者を対象とする同様の事業につきましては、高齢者福祉関係事業の取扱いにおきまして、新市において実施することといたしました。こうしたことから、障害者を対象とする事業につきましても、地域において快適に生活が送れるよう、高齢者と同様の理美容サービス事業を合併時まで方向付けを行い、新市において実施する方向で調整することといたしました。

33～34 ページに先進事例を記載いたしました。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださるよう、お願いいたします。

議長（福田会長）

議案第 42 号につきまして専門部会の説明が終わりました。ここで質疑を行います。ご意見、ご質問をお願いいたします。

既にご承認をいただいていることですが、河内町、上河内町におきましては、公共交通の代替事業として町営バスを運行しているわけですが、これについても合併後も引き続き継続する。ただいま説明がありました理美容サービスの中で、河内町が実施している 65 歳以上の寝たきり高齢者、重度痴呆性高齢者、寝たきりの重度身体障害者への理美容サービスも、新市において実施する方向で調整するという。これは河内町地域だけではなくて全市的にやるということでもいいですね。

事務局（檀淵保健福祉部長）

そのとおりです。

議長（福田会長）

今は河内町地域だけですが、全市的に実施すると。

というように、3町がやっているいいものについては、当然、全体でも残していきましょう、そして時代的使命を終えたものについては、廃止する方向で調整していきましょうという考え方に基づいて、今日まで協議してきているものでございます。

それでは、無いようでございますので、お諮りいたします。議案第42号「障害者福祉関係事業の取扱いについて」は、原案のとおり決定することよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長（福田会長）

それでは、議案第42号は原案のとおり決定といたします。

続きまして、会議資料8ページの議案第43号「商業・観光・工業関係事業の取扱いについて」専門部会の説明を求めます。

事務局（沼尾商工部長）

議案第43号「商業・観光・工業関係事業の取扱いについて」ご説明いたします。8ページをご覧ください。

商業・観光・工業関係事業の取扱いについては、次のとおりとする。

1. 商業・観光・工業関係事業については、原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。

2. 中小企業者向け融資制度に関する市町村特別保証制度には加入し、制度融資については宇都宮市の制度に統一する。

3. 商工会議所・商工会に対する補助金については、全体のバランスや事業内容を勘案し、調整を図る。

4. 祭り等のイベントについては、地域特性を考慮し当分の間は現行のとおりとする。

5. 観光協会については、それぞれの地域特性を有効に活用するとともに、効果的な観光振興が図られるよう統合に努める。

6. 上三川町企業誘致条例に基づき誘致した企業の企業立地補助金等については、経過措置を設けることといたしました。

続きまして、詳細についてご説明いたします。参考資料35ページをお開きください。

まず、1の基礎データとして、1市3町の事業所数、従業員数、年間商品販売額等の現状を記載しておりますので、ご参照ください。

次に、2の中小企業者向け融資事業につきましては、1市3町で共通して実施しておりますが、資金メニューや借入限度額、利率等にばらつきがありますことから、公平性、市民サービスの向上を十分考慮し、宇都宮市の制度に統一してまいりますとともに、市町村特別保証制度につきましては、中小企業者にとって有利な制度でありますことから、

合併後も引き続き加入してまいります。

次に、3の商工団体支援につきましては、段階的に調整を図ってまいります。運営補助ではなく事業補助を原則として支援してまいります。

次に、4の観光資源開発支援事業の実施状況につきましては、各市町のイベントを記載しておりますが、現行のまま新市に引き継いでまいります。

次に、5の各種事務事業の実施状況につきましては、観光コンベンション協会及び観光協会補助金、企業立地育成促進事業などを記載しておりますが、宇都宮市を基準に調整してまいります。

なお、38～39ページは先進市の事例を記載しておりますので、ご参照ください。

以上でご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長（福田会長）

議案第43号につきまして専門部会の説明が終わりました。ここで質疑を行います。ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。商工関係の分野から委員として選任されている方もいらっしゃるはずですが、何かありましたらお願いいたします。

それでは、無いようでございますので、お諮りいたします。議案第43号「商業・観光・工業関係事業の取扱いについて」は、原案のとおり決定することよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長（福田会長）

それでは、議案第43号は原案のとおり決定いたします。

続きまして、会議資料9ページの議案第44号「市町建設計画について」を議題といたします。市町建設計画の策定につきましては、小委員会に付託しておりましたが、建設計画案について、小委員会規程第8条の規定に基づき高梨委員長から報告がありましたので、小委員会事務局より説明を求めます。

事務局（手塚政策審議室長）

それでは議案第44号についてご説明いたします。

市町建設計画については、別紙の「宇都宮地域合併まちづくり計画」に定めるところによる。

別紙についてでございますが、10ページをお開きいただければと思います。この市町建設計画についてであります。これまで小委員会におきまして10回の会議を開催し、各委員から活発なご議論をいただきながらまとめてきたところでございます。また、当協議会におきましても、中間案、県事前協議案の計画策定における節目節目で協議をい

ただいたところであります。また、県とも協議を行いまして、計画内容について詰めてまいったところでございます。今回は、県事前協議の結果を踏まえまして、小委員会としての最終案がまとまりましたので、本日ご審議をお願いするものでございます。本日の審議を経まして今後は知事協議に入ってまいりたいと考えております。

10 ページの計画書の表紙でございますが、この計画書の名称につきましては「宇都宮地域合併まちづくり計画」としたい。その上の「魅力と活力あふれる北関東の拠点都市を目指して」の表記ですが、本文の 28 ページをお開きいただきたいと思います。「まちづくりの目標と基本方針」の中の「まちづくりの目標」の中で、「躍動する市民 魅力あふれる地域 あすの活力を育む都市 うつのみや」をまちづくりの将来像として掲げております。この将来像にあります「魅力」、「活力」といったキーワードを活用いたしまして、さらに、今回の合併後の新市が目指す都市像「北関東の拠点都市」をイメージして、サブタイトル的につけたものでございます。

また 10 ページにお戻りいただければと思います。下に「宇都宮地域合併協議会」と表記してございますのは、建設計画の策定主体の名称でございます。その下に「宇都宮市・上三川町・上河内町・河内町」と、今回の合併協議会における構成団体の名称を記載したところでございます。

今回の建設計画について、前回までご協議していただいたものとの相違点について説明させていただきたいと思います。計画書の中で下線を付けて表記してある部分が、前回との相違点でございます。また、これまでは「である」調で表現しておりましたが、皆さんに読みやすく、分かりやすくするために、「です・ます」調に全体の表現を統一したところでございます。「です・ます」調の部分は下線は付いておりません。

それでは下線付きの部分ですが、下線付きで表現した部分は県知事との事前協議の結果を反映した部分でございます。県知事との下協議の概要につきまして、58 ページ以下の資料でご説明申し上げます。

58 ページに、県との事前協議結果と対応の方向（主なもの）が記載してございます。主なものは 3 点ございました。

1 つ目は、「新交通システム」にかかわる記述についてであります。県の指摘といたしましては、「新交通システムに関する記述については、現在の（市と県における）状況と齟齬のないように留意されたい。」ということです。

現在の状況ですが、今年 3 月に宇都宮市から県に新交通システムの進め方について回答した文書がございます。これと、これに対する知事のコメントの 2 つの自治体のやりとりをベースに考えたものでございます。それぞれのキーワードですが、市の回答の中身として「年限を設定せず、課題解決に向け、市と一体となって取り組んでほしい。市では 16 年度から導入課題に関する検討に取り組んでいきたいので、支援・協力をお願いしたい。」知事のコメントですが、「県は調査結果等を踏まえ、今後の検討課題を整理し、県・市がそれぞれの役割分担により課題の検討を行うことを提案したところであり、市

の案に対しては、県として協力していく考えである。」こういった市の回答と知事のコメントを基にいたしまして、事前協議の原案に修正を加えたものでございます。

次に、2番目の指摘は、「競輪場通り」に係る記述についてであります。「建設計画における「栃木県の事業」の欄に記載する事業には、建設計画の期間である平成26年までに確実に事業化できる見通しのあるものを記載すべきである。競輪場通りについては、現時点においては県の事業として明確に位置付けられていないことから、内環状道路という表現にとどめられたい。」という指摘がございました。これに沿った形で県と協議をいたしまして、「競輪場通りについては、内環状道路の一部をなす道路であること。そのため、「放射状道路や内・都心環状道路」という表現としたい。また、競輪場通りにつきましては、県と市の適切な役割分担のもとで進めていくという意図が表現できるように表現した」ところでございます。

次に、「消防力を充実する」に係る記述についてであります。県の指摘といたしましては、「自主防災組織の育成、消防団の充実等についても、消防力を充実する欄に記載されたい」という内容でございます。これにつきましては、「市民主体のまちづくりを進める上で重要な取り組みの一つであることから、計画に反映することとした」ところでございます。

59ページをお開きいただければと思います。修正内容の主なものです。左側のページは本文のページ数です。それから事前協議の原文、右側が修正内容でございます。

1つ目が、競輪場通りと新交通システムに係るもので、まちづくりの主要課題に記載したものでございます。修正の内容は、競輪場通りなど中心拠点における3環状及び各拠点を相互に結ぶ12放射道路など道路網の整備を進めるとともに、公共交通ネットワークの構築に向け、既存交通の活用や新交通システムの導入検討など、総合的な交通体系の整備を図る必要があります。

次に、34ページの施策の大綱の部分ですが、これは新交通システムに係る部分でございます。

35ページは、同じく施策の大綱に係るもので、災害に強いまちづくりを推進するで、先程の消防力の充実に関する記載でございます。

資料の60ページ、本文の38ページは、地域別計画に係るところで、宇都宮地域の現状と課題では、競輪場通りと新交通システムに係る記述でございます。

39ページの地域別計画は、新交通システムに係る記述でございます。

44ページの県事業の推進は、新交通システム及び競輪場通りに関する記載で、先程申し上げました対応の方向につきまして県と協議し、合意に至っている修正内容案でございます。

以上で建設計画についての説明を終わります。よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

議長（福田会長）

議案第 44 号につきまして小委員会の説明が終わりました。ここで質疑を行います。ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

説明にありましたように、市町建設計画については、県との協議を進めてまいりました結果、58 ページにありますように 3 項目について指摘をいただきました。それ以外の分野はアンダーラインで訂正がなされている部分でございますが、3 項目について考え方の相違があったものを、ただいまの説明のように修正を加えるというものでございます。今日ここでご承認がいただければ、今度は知事協議ということで、最終協議になるということでございます。

消防団は、宇都宮市は多少定員割れしているけれども、3 町とも定数は充足しているのですか。河内町は？

玉生副会長（河内町）

していません。

議長（福田会長）

上河内町は？

手塚副会長（上河内町）

うちは今度定員を変更しましたから、大丈夫です。

議長（福田会長）

上三川町はいかがですか……。充足しているわけですね。

そうすると、宇都宮市と河内町が定足数にやや欠けているという状況でございます。

それでは、ご意見が無いようでございますので、お諮りいたします。議案第 44 号「市町建設計画について」は原案のとおり決定し、知事協議を行うこととしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長（福田会長）

それでは、議案第 44 号は原案のとおり決定といたします。

続きまして、会議次第 6 の「協議事項」に移ります。

会議資料 61 ページの協議第 8 号「地域自治制度について」は、現在の小委員会の審議状況を事務局から説明させ、委員の皆様からご意見をちょうだいしたいと思います。それでは説明を求めます。

事務局（渡辺行政経営課長）

協議第 8 号「地域自治制度について」ご説明いたします。本日もご協議いただく案件は、第 1 点が「地域行政機関の組織機構について」と、第 2 点が「地域行政機関の名称の再検討結果について」であります。

62 ページをお開きいただきたいと思います。まず第 1 点目の、地域行政機関の組織機構につきましてご説明いたします。

1．地域行政機関の執行体制について。この部分につきましては、今年 5 月の第 4 回宇都宮地域合併協議会で協議して了承を得られた事項でございます。

(1) 基本的な位置付けとしては、地方自治法に基づく「支所」として設置いたします。

(2) 地域行政機関の体制及び機能ですが、アの体制を構築するに当たっての基本的な考え方としては、地域自治制度が推進できる体制、住民が利用しやすく分かりやすい体制、簡素で効率的な体制を目指してまいります。

イの個別の機能につきましては、地域づくりに係る立案、調整機能、各事業分野における機能、基本的な事務の執行・管理機能でございます。

ウの内部体制を検討する際の事務のグループ化については、関連性のある事務事業をグループ化し、執行に関する全庁的な一体性を確保するため、本庁の組織体制を参考として内部体制を機能分化するものでございます。

(3) 地域行政機関の内部体制ですが、本庁の部長に準ずる長を置く。内部組織として課を置く。各機関の機能及び体制は基本的な枠組みとして統一的なものとし、各町ごとに適正な体制と規模を検討いたします。

63 ページの 2．地域行政機関の組織機構について。ここからが本日新たにご提案申し上げますところでございます。

(1) 基本的な考え方ですが、各地域の特性や独自性を考慮しつつ、全市統括機関との一体性及び地域行政機関間の統一性を確保いたします。住民サービスの向上や組織の効率化など合併による効果を最大限に引き出していきます。

(2) 地域行政機関内の組織機構の概要ですが、機構図につきましては後ほど説明いたします。地域行政機関が行う事務事業は前回の合併協議会でお示ししましたが、それらを大きく 4 つの部門に分けたところでございます。

1 つ目は地域経営担当部門で、地域における施策・事業の企画立案ということで、地域づくりの計画策定を担います。また地域行政機関における総務全般ということで庶務、庁舎管理のほか、防災行政無線の管理等を担います。また、地域自治協議会の事務局機能等ということで、地域自治協議会への支援を行います。

2 つ目は地域コミュニティ担当部門で、住民自治の拡充や地域住民との協働に基づく地域での各種事業ということで、自治会育成や地域防犯活動などを行います。また、日常生活に密接に関連した地域内の環境問題として、例えばリサイクル推進の事務事業な

どを行います。また、地域における生涯学習・スポーツ事業ということで、生涯学習の場の提供やスポーツ教室、各種スポーツ大会の開催を担当いたします。また、地域における青少年の健全育成に係る業務ということで、青少年育成や男女共同参画のための意識啓発、団体活動の支援を行います。

3 つ目は市民サービス担当部門ですが、申請受付や諸証明発行など各種窓口業務、さらには税務関係業務ということで、住民税の申告の受付や税証明の発行を行います。福祉に関する総合相談、生活保護の相談・申請受付事務等も行います。また、高齢者や障害者及び児童を対象とした保健福祉サービス全般を行います。また、地域の健康活動の推進や安全な生活のための保健衛生等の各種事業ということで、犬の登録・鑑札等の事務を行います。

4 つ目は産業建設担当部門ですが、地域産業の振興ということで、商業や基幹産業である農業の各種事業を展開いたします。また、地域内の 7 メートル未満の生活道路や近隣公園・街区公園の整備を実施いたします。また、都市計画関連資料ということで、地価公示台帳の閲覧等を担当いたします。

64 ページですが、地域行政機関の設置に伴う本庁における対応といたしまして、3 . 地域行政機関を一括して所管する組織の設置についてであります。

本庁との一体性や、地域行政機関相互の統一性の確保のために、全市統括機関の中に地域行政機関を一括して所管し、都市内分権や市民協働によるまちづくりを総合的に推進するために、新たな組織を一定期間設置いたします。これにつきましては、下の にございますように、自治体の組織は、地域ごとではなく行政分野ごとに体系化され、編成されておりますので、全庁的及び各地域行政機関相互の調整が非常に複雑化、煩雑化し、混乱を招くおそれがあるということで、新たな部門が地域行政機関との窓口となつて、横断的な調整を図ってまいります。

65 ページは全体の組織機構図でございます。左側が本庁部門の組織、右側の網かけの部分が地域行政機関でございます。市長の指揮監督のもと、地域担当助役を特別職として配置し、その下に一般職として部長に準ずる支所長がおります。その下に 4 つの部門がございます。支所長が地域自治振興部門と結びついておりますが、ここがほかの 11 部署と総合的・横断的な調整を行います。

次に 66 ページにまいりまして、地域行政機関の名称の再検討結果についてご協議いたします。

前回の合併協議会の中で「地域自治センター」ということでご提案申し上げましたが、ご意見がございまして、住民とともに生き、生活の道具として使いこなしていただけるような名称を再検討してもらえないか、公募してはどうか、あるいはもっと親しめて自分たちの生活にかかわる場所としてふさわしい名称ができないものか、あるいは地域自治センターはいいけれども愛称を公募で定めてはどうかというご意見をいただいたところでございます。

これを受けて、会長から、地域自治制度小委員会で再検討するよう指示を受けたところでございまして、小委員会で再度、検討いたしました。

その結果、ここに書いてありますように、「地域自治センター」を再度提案したいと思っております。

その理由といたしまして、1つ目は、地域自治制度の理念を継承していくためにも、地域行政機関に「地域自治」の名称を付して、地域自治の発信の場としての位置付けが望ましいと考えられます。むしろ今後、この名称とともに自治意識を定着していくことが大切であると考えます。

また、愛称につきましては、特定目的を持った施設ということで、男女共同参画センターや生涯学習センター、NPOセンターなど愛称を持った施設がございますが、総合的な行政機関である支所等に愛称を定めることは、現時点におきましては馴染まないと考えられます。

なお、宇都宮市におきましては、地区行政を展開する場として地区市民センターがございますが、現在は市民の間に定着しまして、通称「市民センター」と呼ばれております。恐らくこの地域自治センターも、「自治センター」として定着するのではないかと考えられます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（福田会長）

事務局の説明が終わりました。ご意見、ご質問をお願いいたします。

支所の名称につきましても、再提案となっております。沼田先生から何かございせんか。

沼田委員（共通委員）

前回こういう発言をした責任を感じていますが、結果として同じものを小委員会として提案するというので、時間を使っただけで同じことではないかと一見見られがちですが、ただ、名前をもう一遍考え直したことは意味があったと私は思っております。

この間いろいろと考え、小委員会でも考えていただいたのですが、名前というものは最初から馴染むものではないということも分かりました。使っていくうちに違う格好で定着していくもので、それは恐らく、私たちの合併協議会の今の認識を超えるところで人々が馴染んで定着していくだろうと思ったのが1つです。そこでああそうかなと気がついて、当面これでいくと。「地域自治センター」というのは、ある意味ではこれ自体が愛称というか通称で、本名は地方自治法上の「支所」ということで、本名が既にあるわけです。条例上の屋号というか通称として「地域自治センター」があると理解した方が正確だと思います。そういう意味では、生活の場でこれに馴染んでやっていただくには

本当はもっと時間が必要で、今考えて何か思いつくということではないと思いました。

そういう意味で、前言を翻すようですが、私はこの再提案に賛成でございます。以上です。

議長（福田会長）

ありがとうございます。ほかにご意見、ご質問等ございませんか。

それでは、無いようでございますので、小委員会の委員の皆様方には、引き続きご審議をお願いしたいと思います。

次に、会議次第第7の「その他」に移ります。まず事務局で何かありますか。

事務局（大林事務局次長）

今回の開催についてご連絡いたします。第7回の法定合併協議会を8月9日（月曜日）午後2時より、宇都宮市役所の14大会議室での開催を予定しております。委員の皆様方には追ってご案内を差し上げますので、よろしくお願いいたします。以上です。

議長（福田会長）

8月9日午後2時よりということです。各町で行事等が入っていて都合が悪いということはございませんか。

それでは、事務局からの連絡事項については、そのように決定とさせていただきます。委員の皆様方で何かございませんか。はい、釜井委員。

釜井委員（河内町）

この議題とは若干離れますけれども。今もそうですが、第4回か第5回の協議会に、地方自治、末端の我々の自治を重んじるという形で提案されたと思います。私も河内町ですけれども、「西鬼怒の川に親しむ会」というボランティア団体があります。町長も出席していますけれども、ボランティアとしてグランドワーク活動ということで今、定着しており、活動の内容によっては400名近くも参画していただいております。内容を最初から説明しますと長くなりますけれども、かなり行政からも応援を得ております。

そういう形で今まで推移してきました。これができたのが平成9年で現在に至っております。そういう姿が、今回の合併によって、我々が今までやってきたことが、行政としてかかわる内容が異なるということがあっては困る。特に「西鬼怒の川に親しむ会」の役員の人たちからは、どうかかわり方をしてくれるのか、あるいはこれは県単事業でやってきたけれども、実際に行事を行っていく上で、行政が手放しになったらどうするかということが見えているのかなという疑問も投げかけられております。

したがって、もし合併がスムーズにいったら、今まで我々と一緒にやってきた分野が、合併後にどういうふうに行行政とのかかわりが行われるのか、先がちょっと見えないとい

う感じもあります。中では事務担当で協議をやっていると言われればそれまでですけども、ひとつその辺のところを聞かせてもらえればと思っております。

議長（福田会長）

各自治体におけるボランティア活動に対する行政の支援が、合併後に形を変えてしまうのではないかという懸念があるということです。これはどこが所管するのか。宇都宮でもホタルの里づくりということでやってくれている団体があり、行政も人的支援などをしているはずですよ。同じことですよ。

釜井委員（河内町）

河内町では産業経済課が事務局を担当しております。

事務局（横松事務局長）

宇都宮市にはいろいろな行政の分野がございますが、「西鬼怒の川に親しむ会」が環境問題で入っていくのか、河川愛護で入っていくのかは今後の整理になると思いますが、市民協働の中での地域自治の展開ということで、地域の創意工夫型の事業等については今後十分に支援していく必要があるだろうということで、今、地域自治制度の中でも検討しているところでございます。

そのようなものが今後出てきたときには、そういうところに該当していくのかなと今、思っております。その内容等については今後協議させていただきますが、市民協働のまちづくりについてはこれから力を入れていく分野でございますので、その中で十分支援をしていければと思っております。

釜井委員（河内町）

よく分かります。平成 16 年にハード事業は終わる予定なのですが、それ以降平成 17 年からどういう扱い方をしてくれるのかという疑問がわいてくるわけです。17 年からはあなた方が勝手にやりなさいではなくて、できるだけ支援していくという感じでぜひともお願いしたいというのが、一つの要望であります。よろしくお願いしたいと思います。

議長（福田会長）

釜井委員からお話がありましたが、基本的にはボランティア活動ですが、そのとっかかりが、県単事業であったり、町の単独事業であったりということでスタートしている。そして、一定年限で行政の方は地域にお任せするということになってくる。それらについて合併後に新市としてはどのような対応をしてくれるのか非常に心配であるというご意見でありますので、行政がかかわって今の地域活動につながっているもの、あるいは地域の皆さんが自主的にスタートして今日に至っているもの、それらを 1 市 3 町の関係

各課に照会をして把握することがまず必要だと思います。そのうえで各町とも相談をした上で、この後地域座談会を各自治体ごとに行うわけですから、地域座談会で改めて意見が求められることも当然想定されますので、今後のあり方や方向性について、それまでの間に考え方をまとめておくことが必要だと思いますので、事務局にお願いいたします。釜井委員よろしいですか。

釜井委員（河内町）

はい。

議長（福田会長）

ほかにございませんか。

それでは、無いようでございますので、「第6回宇都宮地域合併協議会」を終了といたします。次回第7回は、8月9日午後2時より、宇都宮市役所14大会議室でございますので、よろしくお願いいたします。

長時間にわたりましてご協議をいただきありがとうございました。また、委員の皆様におかれましては、今後とも、新しいまちづくりのためにご尽力くださいますようお願い申し上げます。終了といたします。

午後3時53分 閉会